

SHIKAN 502-1988

社会保障研究所年報

昭和63年度

は し が き

社会保障研究所は、「社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする」(社会保障研究所法第1条)特殊法人として、昭和40年1月に創設された。そして、発足以来昭和57年まで、毎年『社会保障研究所の概要』と題した小冊子を刊行し、関係各方面に配布してきた。

本年報は、この『概要』を『年報』と改めて、昭和58年以降発刊してきたものである。その内容も、研究事業の報告に重点を置き、とくに前年度研究課題の成果を要約し掲載して、年次報告的 성격の強いものになっている。これによって本研究の「基礎的かつ総合的な調査研究」の一端として、研究プロジェクトの内容を紹介しようとするものである。もとより、本研究所の業績は『季刊社会保障研究』、『海外社会保障情報』の機関誌や研究所研究叢書をはじめ多くの刊行物に発表されているので、この年報は各年度の研究事業の概要を報告するにとどまっている。この小冊子は、各年度の研究活動の報告という意味をもつものである。

本研究所が特殊法人であることについて、しばしば問題にされているが、もし研究所が厚生省の附属機関で、行政機関の一部となれば、基礎的かつ総合的な調査研究は不可能となろう。研究所が実践的問題に取り組みべきことはいうまでもないが、その場合にも基本的な研究姿勢が重要である。社会保障はまだ新しい研究分野であることから、その総合的学際的研究は今後も重要であり、研究所はそのための機関として役立って行きたい。幅広い御支援をお願いするものである。

昭和63年5月

社会保障研究所長

小 山 路 男

目次

| | |
|----------------------|----|
| I 研究事業 | 1 |
| 1. 昭和62年度事業報告 | 1 |
| (1) 研究課題の成果の概要 | 1 |
| (2) 社会保障給付費の推計結果の公表 | 17 |
| (3) シンポジウム・基礎講座等の開催 | 17 |
| (4) 調査研究成果の刊行 | 19 |
| 2. 昭和63年度事業計画 | 23 |
| (1) 研究課題の概要 | 23 |
| (2) 社会保障給付費の推計 | 28 |
| (3) 社会保障トップセミナー等の開催 | 28 |
| (4) 調査研究成果の刊行 | 29 |
| II 研究所の概要 | 30 |
| 1. 設立の趣旨及び設立までの経過 | 30 |
| 2. 機構 | 32 |
| 3. 役員・顧問・参与・職員 | 33 |
| 4. 専門委員・機関誌編集委員会 | 34 |
| 5. 歴代役員等一覧 | 35 |
| 6. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧 | 37 |
| 7. 刊行物一覧 | 41 |

I 研究事業

1. 昭和62年度事業報告

(1) 研究課題の成果の概要

研究課題 I

西ドイツの社会保障

- 【主たる研究項目】
1. 西ドイツの社会保障の歴史と特色
 2. 西ドイツの政治、行財政、地方自治
 3. 西ドイツの年金保険と医療保障
 4. 西ドイツの社会扶助法体系と福祉供給システム
 5. 西ドイツの青少年福祉と家族福祉政策
 6. 西ドイツの社会保障の問題点と改革の方向

【研究成果の概要】

1. 西ドイツの社会保障の歴史と特色

現在の西ドイツの社会保障・社会福祉制度の特色と呼ばれるものは、次のようにまとめられる。第一が、多種多様な法定疾病金庫が存在し、それぞれが自治・自主的管理を行っていること、第二が職員年金・労働者年金というように年金制度間に階層性があること、第三は社会福祉の主要な担い手は民間の非営利6団体で、民間社会事業に優先性があること、第四がこの民間非営利福祉団体は全国組織であり、施設、在宅を問わず多元的福祉供給体制となっていること、第五が社会福祉法制のうち、社会扶助法がサービスの財源を保障する体係となっていること、第六が年金保険や医療保険と社会福祉とはそれぞれ別個の制度体係ではあるが、サービスや財源に関しては交差していること、第七が年金や医療、社会福祉等の社会政策の立案に際し、常に雇用・失業問題や時間短縮問題、さらに保険料率などを念頭に置いた議論が行われていること、などである。

これらの特色は、今日にいたるまでのドイツ社会が築いてきた社会制度や歴史的経験を土台としている。医療保険組合などの自主性については、1880年代のビスマルク社会保険立法成立以前に疾病金庫制度が全国に設立されており、それらの母体となった共済組合は、当初から加入者の自治・自主管理が徹底していたという伝統に由来する。また、民間社会事業の自主性や公に対する優先性も、同様に長い地方自治の歴史と宗教関係諸団体など民間社会事業団体の実績によって産み出されたものである。社会保険制度の保険者や福祉事業をおこなう諸団体が政策形成におおきな力となっているのもこのような伝統からで

ある。さらに戦後、西ドイツが政治体制の多元化を標榜し、社会のさまざまな団体がそれぞれの民主的合意のもとに政策形成に参加していく多元的政策決定過程を重視している現れでもある。

2. 西ドイツの政治、行財政、地方自治

西ドイツは8州9都市州からなる連邦国家であり、行政の各領域ごとに連邦と州の役割分担は異なっている。社会保障・社会福祉関係立法は競合的立法に属しているが、実際は連邦が法律を定めている場合が多い。社会保障・福祉施策の行政庁は、連邦レベルで連邦社会労働省と連邦青少年家族保健省がおかれているが、各州においては一つの省にまとめられている。

また、下位行政単位は、郡に属さない市および郡であるが、郡は町村連合であり、自治権をもつ町村によって組織されている。給付行政の担い手は州以下の各自治体である。各州および自治体はそれぞれ自治権を持ち、独立性が高い。これによって法に定められた多元的社会国家を表現している。また、社会保険、社会福祉のそれぞれの領域で保険組合や民間非営利福祉団体など公共性の強い民間組織が中心的役割を果たしており、立案を含め政策形成過程等、福祉領域での多元的政策決定が確保されている。

3. 西ドイツの年金保険と医療保障

(公的年金制度)

西ドイツの公的年金制度は社会保険方式を採用しており、被保険者は職種によって個別制度に加入している。それ以外に、医師、芸術家、ジャーナリスト等の保護制度、官吏の恩給制度、職域別企業年金や付加年金制度がある。公的年金制度の加入率は強制・任意加入を含め20歳から60歳の男性81%、女性の74%となっている。

給付については、1986年現在で40年加入、65歳支給開始の男子標準年金は平均月額1394.30 DM (実質賃金の63%) となっているが女性の平均支給額は3割低くなっている。

最近の改革については1986年に老齢年金の改革が行われている。内容は1) 遺族年金の男女平等化、2) 年金額の算定における育児の評価である。前者は1975年に憲法裁判所より出された遺族年金制度違憲判決に対する措置であるが、夫の遺族年金に対する不利な取り扱いは是正にとどまっている。後者は出生率の低下や女子の就労に対する対応した制度で、1921年以降に生まれた母親は養育した一人に対し1年を年金加入期間に算定する(全加入者の平均名目賃金の75%の収入があったとみなす) というものである。これにかかると費用は連邦が負担することとなっている。

このような改革とともに、より根本的、構造的な改革に関する議論がある。内容は大きくして1) 男女平等化の原則から女性独自の年金権の確保に関するもの、2) 女性の年金給付が低額であり、所得保障として不十分であるという問題、3) 年金制度を今後維持していくための財源に関する議論である。

女性の年金権の確保については、1981年の「女性および遺族の社会保障専門家委員会報告」にみられるように夫婦の「分け前年金」の提案がある。さらに1983年には「老後保障制度専門家委員会報告」がa) 官吏の恩給制度を公的後保障の一環として公的年金と同一水準とし、保険料相当分も年金基金に払い込む、b) 企業年金の拡大、c) 職域年金の存続、d) 年金課税の改革等の提案をおこなっている。このような年金改革案に加え、先の1986年改革の後からは、1990年以降の制度の構造的危機に対する議論がおこなわれている。

この制度危機は、1) 人口の高齢化(高齢者人口の増加、出生率の低下)による受給期間の伸びと労働力人口の減少、2) オイルショック以降の景気低迷からくる賃金上昇率、就業人口率の伸び悩み、3) 国民生活の変化(不安定就労者の増大や男女平等化の動き)などを背景としている。このような危機意識をもとに1988年から連邦議会が改革法案の審議を開始される模様である。この改革は今日の年金保障の骨子となった1987年の大改革とならんで21世紀の西ドイツの社会保障の基盤となるものであり、注目される。

(医療保障制度)

西ドイツの医療保険は皆保険ではない。一般に年収5万4,000 DM (88年1月から)を超えない者を強制適用者としてそれ以上を任意加入者とするが、それ以外に、年間、2カ月あるいは週15時間未満の就業者、公務員、勤労家族、牧師組合員、赤十字所属の修道女、雇い主の家族は一定の条件のもとで免除者となっている。被保険者とその被扶養者(家族)の数はおよそ5,600万人で総人口の92%が法定保険制度でカバーされている。未加入者のうち540万人(総人口の7%)は民間の医療保険に加入している。このように国民の9割が法定医療保険に加入し7%が私的保険に加入しているが、適用されていない者はむしろ社会的・経済的に恵まれた層といえる。法定疾病金は、地域疾病金庫、企業疾病金庫、同業疾病金庫等7タイプに分かれ、それぞれ「組合方式」により運営されている。

保険料率は組合によって異なり、7.5%の企業疾病金庫から同業疾病金庫の15.6%までかなり開きがある(平均は12.6%)。保険料負担は労使折半であるが、先の民間医療保険の適用率疾病金庫が低い(11.16%)。保険料負担は労使折半であるが、先の民間医療保険の適用率に対しては雇い主は法定医療の保険料相当額の1/2まで補助することになっている。また、年金受給者保険料は年金保険の保険者、疾病保険の一般被保険者および年金受給者本人が負担するが、年金受給者には保険料補助として年金額の一定率が年金保険から支給される。一般被保険者の連帯保険料率は3.4%、年金受給者本人の実質負担割合は、年金の約3%である。

財源負担は、一般制度の場合、96%が労使の保険料ならびに年金受給者分と失業者分の繰入保険料である。年金受給者疾病保険の場合、財源の58%は一般被保険者の連帯保険料(わが国の老人保険制度における保険者拠出金に当たる=財政調整)、42%が年金保険からの繰入および年金受給者本人の自己負担分保険料である。一般制度の給付には、在宅看護給付、家政援助、リハビリテーション給付なども含まれるが、さらに予防給付として、男

子45歳以上、女子30歳以上を対象にした癌検診、40歳以上の心臓・循環器検診や4歳未満乳幼児を対象とした予防検診がある。患者の一部負担については、本人・家族を問わず10割給付である。ただし、例外的に、薬剤（軽微疾患用（ただし16歳未満）については全額負担、それ以外については一割について2DM）、養費（費用の4割）、補装具（費用の2割）、眼鏡（一処当たり4DM）、保養治療給付（日額10DM、ただし18歳未満は免除）、入院給付（日額5DM、ただし17日を限度）については一部負担が導入されている。

関業医の報酬については、医療報酬規程を基礎として各州の保険医協会と各種の疾病金庫連合会とのあいだで「契約報酬」をとりかわし、これにより疾病金庫から保険医協会に総額が支払われる。病院に対する報酬は個々の疾病金庫と個々の病院間で契約がかわされる。報酬額は、前年度の実績を基礎となり、人件費の上昇などが考慮され（定額/日）支給されるが、通常の治療と特別の高額医療に対する療養費日額は区別し、契約される。なお、この報酬は病院財政安定法により規制されている。

入院費は、医療保険総支出額のうち1965年当時19.8%を占めていた入院診療費が86年には32.5%となっており、連邦政府、医療保険関係者は入院回避政策の徹底をはかっている。また、年金受給者と一般被保険者の支出割合をみると人口の15%を占める年金受給者が、薬剤費の56%、入院診療費の51%を費やしており、医科外来診療費（36%）などとともに医療給付費を引き上げようとしている。このようなことから入院費、特に高齢者の入院を回避する施策が必要とされ、たとえばソーシャル・ステーション（在宅支援施設）などの活用や、介護給付などの法制化といった動きがみられる。

4. 西ドイツの社会福祉供給システムと社会扶助法制度

西ドイツの社会福祉に関する法制は連邦社会扶助法、連邦施設法、青少年福祉法などである。これらの法律は、各種の年金、医療等の社会保険法とともに社会法典に収められている。

社会扶助法は生計費扶助と特別な生活状態にある者に対する援助に分かれている。後者の特別な生活状態のための扶助は社会扶助法のなかでも中心的な地位を占め、さまざまな個別ニーズ（障害者の社会復帰扶助、盲人扶助、介護扶助、家政遂行のための扶助、老人扶助等）などに対しパーソナルな援助を行っている。しかし、社会扶助支出のうち介護関係費用が全支出の1/3以上、特別な生活状態に対する扶助中の半数以上を占め、問題となっている。また、そのほとんどが入所施設に対する支出である。

社会扶助法では、1) パーソナルな援助の原則、2) 個別化の原則、3) 選択性の原則、4) 請求権の原則、5) 社会扶助の後置性の原則、6) 予防とフォローアップの原則、7) 家族を考慮した援助の原則、8) 民間社会福祉事業との協力の原則、といった8つの原則に基づき給付やサービスを行っている。単に経済的な援助にとどまらず、包括的、精神的、情緒的欲求をみたすサービスを提供し、さらに利用者の選択権を確保するためには、社会福祉供給体制は一元的でなく、多元的であればならない。西ドイツでは、民間の非営利6団体が施設の運営や福祉サービスを提供し、社会福祉供給主体の中心となっており

り、多元性が確保されるとともに、社会扶助法に見られる諸原則の実施が容易な体制となっている。

西ドイツにおいても老人福祉は施設福祉と在宅支援施設の両面からサービスが提供されているが、在宅福祉についてはソーシャル・ステーションが全国で1,400ヶ所程度設置されている。それらのソーシャル・ステーションの多くは先の民間福祉団体が経営しているが、財源は公費、各団体の独自資金、利用料、社会扶助に加え、医療保険からの保険給付によって運営されている。ステーションでは看護・介護サービス、家事・家政サービス、さらに家庭内の介護者に対するサービスなどが提供されている。要員も多様な構成になっており、看護婦、老人介護人、家事・家政ヘルパー、シビルディーンスト（兵役拒否社サービスに従事する若者）、ソーシャルワーカーなどがフルタイムやパートタイムで働いている。

現在、在宅、施設を問わず、介護費用の負担問題が老人福祉の領域で課題となっている。老人福祉関係の法律として、施設法（1974年）がある。それは、老人住宅、老人ホーム、介護老人ホームに関する法律で、施設の人員構成や、施設等の基準、財源に関する規定などに加え、老人の利用施設として施設入居者の自治や運営に対する参加などを義務付けている。

5. 西ドイツの青少年福祉と家族福祉政策

家族政策に対する諸政策が一つのまとまった行政組織によって担われるようになったのは、1953年に家族問題担当大臣が任命され、その後、家族問題省が設置されたからである。家族問題省は1963年に家族及び青少年問題省となり、今日では青少年・家族・保健省となっている。今日、西ドイツでは少産傾向が著しい。したがって、青少年・家族・保健省の課題も家族基盤の強化や児童・青少年の健全な育成に政策の重点が置かれている。

青少年福祉については、1922年制定の青少年福祉法が数次の改正を経て現行法となっている。近年第4次改正法試案が提出されたが、成立にはいたっていない。

改正法試案は青少年援助事業の再編成、州青少年事務所の調整機関化、里子制度の養育家庭制度への改正、青少年援助の成人への拡大、施設の監督強化などを含んでいる。

児童・家族に対する福祉については、児童が成長し、社会化される場であり、また社会の基本単位である家族がその諸機能を充分発揮できることが健全な社会であるとの認識にたち、住宅からはじまり、労働、教育、保健、財政、経済などの領域で、家庭を指向した政策化がはかられている。

児童手当や税控除は経済面で子供のいない家族と養育する家族の負担の調整をはかるためにおこなわれている。1975年以来第1子から支給され、かつ金額連邦負担となっている。しかし、手当額や所得制限、また控除についてはその時々々の連邦財政状態に左右されている。対象者は普遍化されており、国内に住む18歳未満の児童を養育している者すべてである。このような手当に加え、男女を問わず週20時間以上生業に従事する者、主婦、農夫、自営業者、学生、失業者に対し、育児手当が支給される。これは、孫を育てる義父

研究課題 II

フランスの社会保障

【主たる研究項目】 1. フランスの社会保障の今日的意義

2. 所得保障の各制度

3. 医療保障の各制度と各種社会サービス (住宅政策を含む)

【研究成果の概要】

1. フランスの社会保障の今日的意義

フランスの社会保障制度は著しい分立性を示しており、極めて複雑である。フランスでは何故このような制度体系を成すに至ったか、また、こうした制度体系が社会の中でどのような意義を持っているのか。特に伝統的な連帯と平等化の理念を保持しつつ、これらの制度を今日の激しい経済・社会的変動にどのように対応させようとしているのかを探るために

(1) フランス社会保障の歴史的展開

(2) フランスの経済・財政と政治・行政機構

(3) フランスの地方制度

等を研究した。

(1) フランス社会保障の歴史的展開

フランスの工業化・資本主義化は他の西欧諸国に比べ遅く、労働組合のイデオロギー的色彩も強かった一方、農業者、自営商工業者等の中間階級の比重が相対的に高く、彼等は相互扶助の制度を強固に築き上げた。そうした共済組合 (Mutualite) は強い発言を保ち、それが同国における公的扶助および社会保障の制度化を遅らせた。これがフランス社会保障の歴史的展開に見られる第一の特色である。このような歴史的経緯は第二の特色として公的失業保険の欠落をもたらした。ただし失業保険は戦後、協約制度として発展する方向に進んだ。第三に、低出生率の傾向が顕著であったため人口問題への配慮からフランスでは家族給付の制度が早くから発達し、現在でも社会保障制度全体の中で重要な位置を占めている。第四の特色は、これも第一の特色と絡むが産業や職種毎に年金、医療等の分野で多くの制度が並立し、分野毎の一元化・一般化に失敗したことである。これらの歴史上の特色は現行制度にも影響を色濃く残しており、現在の年金保険、医療保険等の各分野において、協約制度も含め公約制度は極めて多元的であり、それらの財源は国庫負担割合が低く労使による拠出割合が高い一特に戦間期に労働力不足であった為、労働組合は発言力を強め事業主負担の割合を高めた一。

(2) フランスの経済・財政と政治・行政機構

1980年代に入ってからのフランスの経済動向は物価が沈滞傾向にある一方、失業率が依然として高水準に留まり、特に女性と若年層に失業者が多い。貿易はやや不調であるが対米輸出は増加の趨勢を示し、工業部門における投資の動きも1981年～1989年を底として現

母、祖父母にも支給される。このような育児手当はヨーロッパ共同体の育児休暇に関する指令に影響されており、働く両親の家庭責任の平等化や労働市場での男女平等化を促進するものである。このような給付以外にも、家族法との関係で、さらに年金保険法との間で調整措置がとられている。育児期間の年金算定化などが一例である。

児童に対しては、1970年の非嫡出児の地位改善、1977年の養子法、1980年の監護権 (親の後見的地位に基づく子の監護と財産の保護に関する権利義務、子の法定代理人を含む権力としての親権を未成年の子に対する親の世話に関する権利義務関係としたもの) などによって、親の養育に対する権利義務は絶対的ではなく、施策の目的は、当事者である子自身の福祉に一義的な重要性があることがより鮮明にされた。

6. 西ドイツの社会保障の問題点と改革の方向

西ドイツではすでに65歳人口が15%に迫るといふ高齢化社会になっており、高齢者をめぐる社会保障の各領域でさまざまな問題が生じている。特に、近年問題となっているのは、労働市場における失業問題と時間短縮問題、医療保険の領域と介護などの施設・在宅サービスの財源の問題、さらに高齢者の生計費の問題である。1987年12月現在の失業者は281万人 (失業率9.2%) となっているが、そのなかでも高齢失業者の数が増大している (1986年時点で、50歳以上の失業者は43万人以上で、その半数が1年以上失業している)。これら登録失業者数に加えて、労働意欲がありながら労働市場で雇用の機会がない潜在的失業者数は約120万人にのぼっている。このように高齢者の失業問題は深刻であり、その対応策として雇用促進法の第7次改正法 (1986年) および第8次改正法 (1988年) によって、高齢者の失業保険給付期間の延長や再就職のための措置がはかられている。

医療保険についても、政府の改革案が提出されている。その内容は保険給付のための固定額の導入、埋葬金の廃止、高額医薬品の保険給付制限などであるが、このような改革によって140億DMの削減が見込まれている。さらにこの削減分の1/2を保険料の引き下げ、残り1/2を介護給付のための財源にあてるとしている。

介護などの施設については、在宅介護に限って医療保険給付を行う政府案に対し、従来から論議されている介護保険では施設に対しても介護給付を行うとしている。今回の政府案では、先に指摘した施設利用者の費用負担問題や社会扶助適用の問題の解決とはならない。そこで、いずれこれらについてもなんらかの解決策が検討されるであろう。また、ソーシヤル・ステーションについても州の代表者による補強策の検討が連邦レベルで行われようとしている。

年金については、租税を財源とする基本年金制度の導入案や国庫補助の拡大を前提とした現行制度の維持拡大案がある。後者については、SPDの基本保障構想、連邦社会審議会意見書、さらに保険学会提案、連邦職員保険庁部分年金案などがある。

在上昇傾向にあり、1980～85年の実質 GDP 成長率は5.9%と EC の平均水準に達している。

こうした経済情勢下のフランス財政の特徴は、収入面から見ると間接税および社会保険料中心型というものである。なお所得税の割合は低く問題が多い。支出面では均衡予算を原則とし、1980年までは国債依存度が低かった。経済計画は日本と同様に指示的性格が強く4～7年の中期的範囲で社会保険計画も含んでいる。同国の経済運営は安定を金融に、資源配分と再分配とを財政に類ると言われているが、所得税は再分配に関し効果が薄く、短期間導入された富裕税は実施困難で廃止され、付加価値税には多くを期待出来ず、結果的には社会保険に再分配を期している。

フランス政治制度は極めて中央集権的で且つ大統領権限の強い(行政権の強い)ことを特色としている。社会保険に関しては第五共和国憲法の第34条に基本原則が定められ、それに基づき政府が施行のための命令(オルドナンス、デクレ、アレテ等)を出すことになっている。このうちオルドナンスは大統領署名、デクレは首相署名、アレテは大臣以下の機関が出す命令であり、この他に通達も少なからぬ役割りを果たしている。

社会保険を扱う省の機構としては現在、社会問題・雇用省があり保健、所得保障、社会事業(Action Sociale)、労働・雇用、職業訓練、人口、および女性の地位に関する諸問題を所管している。地方機関には地域(region)に地域保健社会局と、地域労働・雇用局が、各県(department)に県保健社会局および県労働・雇用局がある。

(3) フランス地方制度

地方自治体は地域、県、市町村、の三段階に分かれている。1982年から始まった地方分権化は地方自治体の権限と財源の拡大を図り、地方自治体の行為についての政府代表による監督の範囲を、行政裁判所による事後的合法性の判断および特に法定された事前的合法性の判断に限定した。また地域の権限は従来からの経済社会開発計画、国土整備計画の推進の他に、職業教育・訓練にも重点が置かれるようになった。第二段階の県の業務は衛生・福祉に中心があり社会扶助、障害児・者の教育、授産施設、老人福祉施設、勤労青年寮、結核・癩病・性病予防、癌早期検診、予防接種、母子衛生、財政的に不遇な市町村への助政策である。最後に市町村の権限は都市計画を中心とするが、衛生・福祉に関して緊急保護、福祉事務所と保健所および病院の設置、学校給食等を担当する。また県と協定を結び、県の権限の委託を受ける場合もある。

2. 所得保障の各制度

公的年金・協約年金、協約に基づき失業保険、労災保険、家族給付および社会扶助中の経済的援助(公的扶助)について、適用範囲、受給資格の要件、給付水準、管理機構等の制度の仕組の概略と特色を把握し、各制度の抱える問題点を検討した。ここでは比重大きい(1)公的年金と(2)家族給付について簡単に記しておく。

(1) 公的年金制度

公的年金は1945年の統一年金制度構想が実現されず、現在大きく四つの制度に分かれて

いる。すなわち(1)民間工商業部門の労働者のための一般制度、(2)公務員、軍人、鉱山労働者、船員、国鉄、公益事業等の従業員を対象とする特別制度、(3)自営業者等の年金制度、(4)農業労働者の年金制度である。フランス年金制度は所得比例の給付と社会保険料中心の財源構成一所謂大陸型一を特徴の一つとすとす、1941年に導入された被用者老齢手当(AVTS)と1966年の国民連帯基金(FNS)からの補足手当によって高齢者への最低保障も行っている。この他の顕著な特徴として60歳の支給開始年齢、賦課方式による運営、少ない公的財源割合、年金計算対象の稼得に関する上限設定、充実にした企業年金(協約年金)による公的年金の補足等が挙げられる。問題点としては、第一に制度の分立に伴う拠出要件、給付水準、財政力等の格差、および就業構造の変化等を背景とする制度間財政調整の必要とその実施に伴う困難、第二に、1983年の支給開始年齢60歳への引き下げが若年雇用の改善に与えた影響と高齢者ニーズへの合致の度合、第三に、将来における人口構造の高齢化と経済成長の鈍化が年金財政に与える悪影響の予測等である。

(2) 家族給付

家族給付は生活費援助、住宅援助、および個別目的給付の3種に大別され、生活費援助は家族手当(児童手当)と家族補足給付から成り立っている。このうち家族手当は扶養児童が二人以上の世帯に対し、児童数に応じて算定基礎額の何割という形で原則として16歳まで(学生に対しては延長制度あり)支給し、10歳以上の児童に対しては年齢加算が行われる。この算定基礎額は、元来パリ地方の金属労働者の最低賃金に基づき決定されてきたが、現在では政治的に決められている。また家族補足手当は所得制限を伴うが、家族手当には所得制限はなく普遍的な制度であり、事業主の拠出のみを財源とする。

第二に住宅援助は、有子家庭に対する住宅手当の他にも老人世帯や若夫婦等に対する福祉目的の援助等、多様なものを含んでいる。第三の個別目的給付には、乳幼児手当、新学年手当、障害児特殊教育手当、単親手当、遺児手当、3人以上の児童を養育するために就労を停止または就労時間を削減した母親に支払われる養育手当等がある。障害児特殊教育手当は20歳未満の障害児が、治療・教育目的施設に入所する場合に支給され、障害の程度に応じて加算される。最後に、単親手当は死別の児童を含み所得制限を伴うのに対し、遺児手当は両親ともいないこと、および所得制限のないことが前者と異なる。

このように児童は妊娠から出産、養育、学校教育の全期間を通じて社会的に援助されているが、フランスの家族給付の根底には低い出生率からの回復を望み、有子家庭と無子家庭との所得のパララックスを図ることが目指されている。

3. 医療保障の各制度と各社会サービス(住宅政策を含む)

(1) 医療保障制度

フランスの国民医療費(入院、外来、薬剤別)の推移と、それに影響を与える供給側要因と受診行動、および医療保障制度の概略を国際比較の中で位置付け、同国の医療制度と医療保障の特色および直面する課題等を分析した。それによると、フランスの国民医療費の規模は対 GNP 比でアメリカ、スウェーデンに次いで大きい、人口1万対病床数や

平均入院日数が特に大きかったり長かったりする訳ではない。また高額医療機器の設置台数も、人口100万対CTスキャンを例に見ると決して多くない。次に外来の関係では年間受診日数も特に多いとはいえず、医師の相対所得水準も高い方ではない。ただし人口対比の医師数はかなり多く、また薬剤費の比率は日本、西独に次いで高く一人当たり薬剤の消費量も日本に続いて多い。この辺りに高医療費の原因があるように思われる。

医療制度そのものの比較においては、一般医・専門医の区別ある自由開業医制で、患者は自由に外来の医師を選択できる。但し入院に際しては自由選択制ながら、開業医の指示によって定めることが多い。病院数は公立の割合が少ないが、病床数で見ると公立病院の割合が多い。すなわち公立病院では一病院当たり病床数の多いことが知られる。医療保険制度の特色としては社会保険方式で職種により保険制度が異なり、年金制度と同じく一級、特別、自営業および農業制度に大別され、財源は被保険者と事業主の拠出により、国庫負担は原則としてない。なお事業主負担は被保険者負担よりかなり大きい。また歯科医師数は現在も将来推計においてもスウェーデンおよび日本に続いて多くなっている。最後に医療費適正化対策について述べると、短期的対策としては診療報酬および病院医療費について伸び率の目標化を閣議決定する等抑制を図ったり、患者一部負担を強化したり薬剤関係の適正化対策に力を注いでいる。また中・長期的には医療施設および医療機器の適正配置を保健地図に基づき確保したり、医学生数の定員を削減したりしている。この他にアルコールや煙草に特別課税し、疾病発生リスクに課徴金的なものを適用している。

(2) 社会サービス

社会サービスには老人福祉、障害者福祉、児童福祉、および住宅対策等があるが、前三者は経済的援助とともに「家族法典と社会扶助法」の中に法制化されている。また家族手当と児童福祉との結び付きも深い。ここでは老人福祉と児童福祉について述べておく。

(i) 老人福祉

フランス高齢者の居住形態は日本の家族形態と異なり、大半が夫婦または一人暮らしをしており、後者は全高齢者のおよそ30%にも上がる。またそのうち80%は女性である。なお施設居住者は全高齢者の6%前後である。このように在宅サービスのニーズは大きい。そのため家事援助者の派遣、給食、入浴サービス、家庭介護制、在宅入院制等の試みが実施され次第に浸透しつつある。

フランス老人福祉制度の特色としては第一に、ニーズに応じた積み重ねの結果、寄木細工的となり多くの人と組織とが入り組んだ制度を構成し、地域間、職種間格差を伴いながら相対的水準に達している。第二に高齢者自身の意思と選択の中で福祉制度に関わるという原則の下に個人生活の自由が保持され、その結果、制度的統一や水準の均質化の妨げられている面もある。

老人福祉(社会福祉)の活動の実施主体は多岐にわたる。(国、県、市町村)の関わり方も一定ではない。特に1982年以降、社会福祉部門でも国から県への権限と財政負担の委譲が行われてきた。また自治体の他にも社会保険庫一特に高齢者金庫一や共済組合、宗教団体、民間非営利団体による活動も盛んである。後二者による福祉活動の活発な点は所謂

大陸諸国に共通の現象と言えよう。またソーシアル・ワーカーの所属も公的部門に限らず、上記各種団体に及んでいる。具体的な活動は市町村にある社会福祉事務所を中心として行われるが、活動内容は居住環境の改善、在宅生活サービス、高齢者住宅、ケア付き住宅、高齢者ホーム、養老院、長期滞在ホーム、ショート・ステイ、デイセンターの他に余暇対策も含んでいる。

(ii) 児童福祉

先ず児童を巡る環境・条件の変化から見えていくと、出産率の低下、離婚率の低下と同様・婚姻外出生数の増加、離婚率の上昇等が顕著で、そうした現象の裏付けには女性の社会的進出がある。このような状況下にある児童福祉の諸制度としては、母子福祉対策、要保護児童対策、および保育制度の三者が主柱である。母子福祉対策とは単親世帯一特に未婚の母一増加への対応であり、母子一時保護所(母の家)と母子寮が主なものである。第二の要保護児童対策とは、児童調査官による児童保護先の決定とその実施であり、該当児童は里親に委託されるか、施設に預けられる。里親には里親手当が支給される。なお民事法に則って養子縁組のなされることもある。また施設としては養護施設、若年労働者寮、養育施設および再教育施設がある。最後の保育制度には幼稚園、託児所、家庭託児所、保育・幼稚園、一時保育所、および乳児院がみられる。更にこの他にも学校外活動や夏期学校等も行われている。

一般に児童福祉は社会扶助と家族給付の両者に跨っており、入り組んだ複雑な制度となっている。

研究課題 III

高齢者の消費に関する実証的研究

1. 高齢化と高齢者世帯の家計
2. 高齢者の消費行動と社会保障および世代間扶養の関保

【研究成果の概要】

本研究は、「高齢者生活総合調査」の一環として、昭和59年世帯調査に続く家計調査であり、昭和48年の「中高年齢者生活総合調査」のパネル調査として企画された。調査は、昭和60年10月～11月の1ヵ月間、掛川市の調査対象世帯の家計簿記載によって行われた。対象世帯の範囲は、59年世帯調査対象世帯のうち、老夫婦世帯(Cタイプ)、老夫婦と子家族の同居世帯(C-Nタイプ)、および老妻と子家族の同居世帯(M-Nタイプ)とし、ただし48年家計調査あり世帯を優先的に含めることとした。実際の調査世帯数は170世帯、そのうち回収されたのが102世帯、最終的に調査有効の世帯数は89世帯となった。このうち48年家計調査あり世帯(追跡調査世帯)は35世帯である。以下は、89世帯の分析から得られた結果である。

1. 高齢化と高齢者世帯の家計

昭和48年から60年調査までの12年間の時間的経過は、社会・経済の変化とともに調査対象者の加齢によって健康、経済生活、家族生活の変化を伴った。それらの変化が家計構造にどのような影響を及ぼしたかを明らかにした。

- (1) 加齢に伴う可処分所得の変化は、中高年の45～55歳代が57～66歳に加齢した場合には所得の上昇がみられるが、67歳以上の年齢になると加齢は実質所得の低下につながる。所得の低下は、就労所得から退職による年金に変わるためである。
- (2) 消費支出は、所得水準の変化に影響され、66歳以上世帯では低下がみられる。
- (3) 家計構造は、中高年の45～55歳代が57～66歳に加齢した場合、エンゲル係数の低下と被服費、住居費、教養娯楽費などの選択的費目の割合の上昇がみられる。ゆとりある消費生活を営んでいる状態を示した。しかし、57～66歳が67～80歳に加齢した場合には被服費、住居費、交通通信費等の割合の低下がみられ、他方、医療費、光熱費など必需的費目の割合が上昇してゆく傾向がみられることが明らかになった。

2. 高齢者の消費行動と社会保障および世代間扶養の関係

(1) 高齢者同居世帯（老夫婦と子核世帯の同居）において12年間の時間的変化は、同居であっても高齢世帯と子世帯の間に家計の分離がみられる。それは年金制度の成熟が高齢者家計に恒常所得として大きく貢献し、高齢者が子世代による経済的扶養に依存することなく独自に生活が営めるようになったことを示している。調査対象世帯において同居老人世帯の64%は子世代から経済的に独立している。そして老人世帯実収入の84%は年金で賄われている。消費の内容は、それらの世帯では交際費、教養娯楽費等への支出が高く、ゆとりある生活を営んでいる。しかし、年金額の低い世帯では、それらの支出は低くおさえられる傾向がみられた。

高齢者の経済的自立度の低い世帯では、つまり恒常所得が必要生活費に満たないような場合、ほぼ11万円以下の年金世帯では、子世代に経済的に依存することとなり、高齢者の消費規模は、子世代の所得の規模に影響されることがみられた。高齢者の生活は、恒常所得である年金の規模により、経済的自立と消費の内容を決めていることが明らかとなった。

(2) 老夫婦単独世帯では、同一市内に子世代が居住していない場合が多く、一応経済的自立をして生活を営んでいるが、年金額の低い世帯では就労収入によって必要生活費を賄っている。しかし、加齢が進み70歳以上になると、就労する世帯は減少し、生活費を年金のみに依存する世帯が多くなり、そこには年金受給額の大きさが高齢者の消費水準を決めている。年金額の低い世帯では、低消費水準となる傾向がみられる。しかし、学歴、職歴等からみて社会階層の高い世帯では、消費水準を下げることなく高水準を維持するが、収支は赤字となり、貯金額の取り崩しで賄っている。逆に高い年金受給額であっても社会階層からみて低学歴、単純・労務的職業であった階層では、所得の割合からみて低消費であり、高貯蓄の傾向がみられる。

(3) 老夫婦単独世帯は、同居老人世帯と比べ高齢化の恒常所得が絶対的に高い傾向がみられる。また、住居の状況をみると、老夫婦単独世帯は三世代同居世帯に比べ居住水準が絶対的に低い状況にある。これは三世代同居ともなると、世帯員数が多くなるための増設等により住宅規模を拡大した結果かもしれない。

われわれの調査から、高齢者の同居は、高齢者の経済的要因によっている場合が大きいのではないかと考えられる。また老夫婦単独世帯は同居するには居住空間の規模が小さい、ではないかと推測される。それ故に、将来にわたって、老夫婦世帯は同居ではなく、現状の世帯形態で歩むのではないかと考えられる。

われわれの調査は、89例の分析をもって普遍的な結論を述べることはできないが、一応明らかとなったことを仮説として提出したい。

研究課題 IV

21世紀の社会保障に関する研究

- 【主たる研究項目】
1. 21世紀における社会構造
 2. 21世紀における経済構造
 3. 21世紀における社会保障制度

【研究成果の概要】

年金、健康と社会保障、福祉サービス、家族の変容と社会保障、労働の変容と社会保障、社会保障給付費の将来推計の6分科会に分かれて研究を進めた。

<年金分科会>

1. 年金の給付水準

年金の給付水準について考える場合、リプレイスメントレシオ（所得代替率）の考えが重要であり、これについて検討を加えた結果、次のようなことが明らかになった。

(1) リプレイスメントレシオには、①年金受給者が退職する前の生活（所得）水準の何割程度かを維持する、②その時点の現役勤労者の賃金水準の何割かを維持する、という二つの考えがある。

(2) STEADY STATE（経済諸変数がすべて一定の率で成長している状況）の下では、積立方式であれば $\alpha = \frac{1+m_i}{1+m} \cdot \beta$ 、賦課方式の下では、 $\alpha = \frac{1+r_1}{(1+m)(1+r_1)} \cdot \beta$ という保険

料率で拠出しているさえすれば、一定のリプレイスメントレシオは容易に保障される。
(r_1 =利子率、 n =人口成長率、 β =リプレイスメントレシオ、 α =保険利率、 m =賃金上昇率)

(3) (2)の条件の下で $r_1 > n + m$ であれば積立方式の方が有利になり、 $r_1 < n + m$ であれば賦課方式が有利になる。

2. 今後の研究の方向

今年度は、次年度以降の実証的な分析・推計のための考え方について検討し、次のよう
な考えで研究を進めることにした。

(1) 研究の基本的な方向としては、①現行年金制度が21世紀においても workable で
あるかどうか、② workable でないとするればその要因は何か、③その要因を取り
除くためにはどうすればよいか、を研究する。

(2) 年金制度の現状分析として、①年金受給額の分布、②60～64歳の年金と雇用収入
の関数の分析を行う。

(3) 将来推計としては、①現行制度がそのまま推移した場合の推計、②人口新推計や
賃金・物価の上昇、死亡率や出生率の変動を踏まえた推計、③世帯構成が変化した
場合の推計を行う。

<健康と社会保障分科会>

市民の健康の回復、維持、増進を積極的に促進するための今後の社会保障における基本
的考え方、研究の方向づけ等について検討を行った。その結果はおおよそ次のようにまと
められる。

1. 21世紀の社会が健康長寿の市民社会となるために、健康をとりまく環境のシステム
を、予防の視点からとらえ直すことが重要とされる。

健康管理は基本的ににはセルフケアによるものであるが、社会的には、健康を阻害
している社会的・経済的諸要因を取り除くように、技術変更、環境回復、資源配分の
適正化を考える必要がある。

2. 21世紀の社会保障負担は、人口高齢化、経済の低成長化等により、絶対額、対国民
所得比ともに増大することが予想される。社会保障財政を支えるためには、国の一般
会計の財政支出のうち無駄の部分を省くことが緊要である。

さらに社会保障給付の抑制を行う場合は、年金、医療、その他の社会サービスの費
用のなかでの配分および公私の役割分担が検討されなければならない。

<福祉サービス分科会>

近年、社会保障・社会福祉の領域は拡大し、住宅や雇用、さらに地域政策といった従来の
厚生行政の範囲を一步超えた広がりのある政策領域、すなわち社会サービスとして考え
なければ、今後の社会における充実した福祉を実現することはできない。社会サービスの
なかでも、老人の介護を中心としたサービスは、今後きわめて重要かつ変化が予想される
領域である。分科会では老人の在宅サービス、施設、および福祉の境界領域としての保健
サービスのあり方を次の4点から検討した。

1. 要介護老人が在宅のままでも不安なく生活するためにはどの程度のサービスの厚さと
種類が必要なのか。その場合、なにをもつて不安のない生活とするのかについて検討
した。

2. 今後、社会福祉サービスを多元的に供給し、多様な福祉需要にこたえるための基盤
整備をどうすすめるかについて検討した。

3. 現在の入所型福祉の費用負担のあり方を検討するにあたって、西欧諸国の入所費用
の徴収のあり方、特に年金の利用と医療保険からの費用支弁についてサーベイをおこ
なした。

4. 近年、および今後の長寿社会における生活スタイルがどのようなものになるのか、
既存の調査、文献等を用い検討した。

<家族の養育と社会保障分科会>

わが国の家族の形態は、従来は共同体的伝統的家族が支配的であり、それと異なる場合
は逸脱若しくは欠損家族とみなされた。しかし、現在では、家族は多様化し、さまざま
な家族の形態が、規範(価値)上の優劣が決定的なものではなく、併存している。

家族の多様化は欧米先進諸国では不可避の趨勢となりつつあるが、これにもなごさま
ざまな問題への対応が重要な課題となっている。第一に、親の離婚や再婚にまきこまれた
子供たちの不利益、または、未婚の母の子供たちの不利益など児童への影響である。第二
に、多様な家族から発生する諸問題に対して、行政が一律に対応することが困難になりつ
つあることである。

わが国においても、先進諸国と軌を一にする家族をめぐる変化は、家庭における役割分
担意識の変化、家族機能の弱体化、家族の運常性・統合力の低下等をもたらししている。家
族をとりまく環境の変化への対応をもつと必要とする領域は、児童問題と高齢者問題であ
る。児童養育および高齢者扶養のための社会の援助システムをいかに確立するかが今後の
重要な課題である。本年度の研究会においては、この課題にいかにより積極的にアプロ
ーチすべきかについて、社会学、経済学、財政学、社会保障等の観点から自由な議論を行い、次年度、分
析のためのフレームワークを検討した。

<労働の養育と社会保障分科会>

サービス経済化ならびに情報化が労働市場の構成に及ぼす影響の検討を行った。その結
果はおおよそ次のようにまとめることができる。

1. まずサービス経済化が今後も続けば、フルタイム労働は減少する一方で、パートタ
イム労働やテンポラリーワークなどの新しい就業形態が広がり、それは女性の職場進
出を一層促すことにつながるだろう。また、男子のフルタイム労働者の終身雇用を前
提としてきた日本の雇用慣行の修正もまぬがれない。

2. 一方急速な技術革新の進展は、産業構造ならびに職業構造を一変させ、中長期的に
「構造的失業」を発生させるとする予測もある(経済企画庁予測)。したがって、この
ような労働需給のミスマッチを解消する施策(例えば、職業訓練制度や教習訓練休
暇)の整備を急ぐとともに、労働時間の短縮を通じてワークシェアリングと労働生活
の人間化につとめなければならぬ。また、労働時間を短縮することは、女性の職場
進出がさらに進んだ場合、男女間の家事のワークシェアリングを促す上でも重要であ
る。

3. 加えて国際経済化の進展は、国際間労働移動を今後急速に拡大する可能性がある。
現在わが国は、円高不況に直面し、海外への直接投資を増やして「雇用の空洞化」を

受け入れられるか、あるいは外国人労働者を受け入れるかという重大な岐路にたっている。もし、後者の道を選択すれば、わが国の労働市場の構成にも大きな変化が生じることは避けられない。

4. 最後に21世紀に超高齢化を迎え、高齢者の就労機会を確保するとともに、福祉マンパワーの拡充を図っていくかなければならない。高齢者の就労機会を確保するためには、地域経済の活性化を図るとともに、雇用とは直接結びつかない「インフォーマル・セクター」での就労を認めることも必要である。また、福祉マンパワーを確保するためには、これまでとすれば民間サービス部門に集中してきた女子労働力を公共サービス部門や「インフォーマル・セクター」に振り向けていかなければならない。
5. 以上の変化を与件として、いま「労働の将来像」を描くとすれば、今後は多くの人々がパートタイムやテンポラリーワーカーとして働く社会を想定することができるとともに、「フォーマル・セクター」と「インフォーマル・セクター」との区別や、「労働」と「余暇」との区別もあいまいなものとなる。そこで、このような変化に対応して、職歴に基づいた社会保障制度のあり方を見直さねばならない。また、先の実験的労働移動との関連で、労働移動に支障を来さない社会保障制度を用意する必要がある。

<社会保障給付費の将来推計分科会>

社会保障研究所の昭和56年研究プロジェクト「社会保障の負担・給付が経済成長に及ぼす影響の分析」の研究成果の一つである長期社会保障のモデルの再検討を行った。その結果、モデルを改訂し、新しい統計データを用いて再推計し、社会保障と経済の相互関係についてシミュレーション分析を行うこととなった。

なお、モデルの主な改訂事項としては次のようなことが挙げられた。

- (1) モデル体系を親モデルとサブモデルに分ける。社会保障制度を年金、医療、その他に3分し、それぞれをサブモデルとして体系化する。親モデルとサブモデルの間で変数のやりとりをすするが、サブモデル単独でも動けるようにして、制度変化の効果を見る。
 - (2) 年金給付が貯蓄や労働力に対してどのように影響するかをみるために、貯蓄関数と労働力市場関数を新たに加える。
 - (3) モデルを構成する諸関数は伸縮性をもたせるために取り替え自由とする。例えば、年金と貯蓄の関係について諸学説に応じて貯蓄関数を用差し、取替え可能にしておく。
 - (4) 昭和56年度モデルでは、主として年金制度を中心に、社会保障と経済の相互関係についてシミュレーション分析しているが、年金のみでなく、医療、その他もとりあげる。
- 以上のほかに、設備投資関数を新たに加えることができないか、年金についても、公的年金のみでなく私的年金も変数として含めることができないかという提案があった。

(2) 社会保障給付費の推計結果の公表

昭和60年分の社会保障給付費をILO基準に基づき推計し、昭和62年9月に公表した。

(3) シンポジウム、基礎講座等の開催

第22回社会保障研究所シンポジウム

- ・期 日 昭和63年2月9日
- ・場 所 健保会館
- ・参加者数 94名
- ・テーマ 「社会福祉改革をめぐる基本的視点」
レポート：社会福祉概念の検討と「公私」問題
大山 博 (法政大学教授)
- レポート：社会福祉事業法改正の基本論点—社会福祉の範囲をめぐって
京極 高直 (日本社会事業大学教授)
- レポート：福祉サービスの性格と有料対無料
大野 吉輝 (大阪府立大学教授)
- コメント：三浦 文夫 (日本社会事業大学教授)
堀 勝洋 (社会保障研究所調査部長)
- 司 会：小山 睦男 (社会保障研究所長)

第23回社会保障研究所基礎講座

- ・期 日 昭和62年10月20日～23日
- ・場 所 国民年金中央会館 (こまばエミナース)
- ・参加者数 164名
- ・講座内容
(ア)厚生行政の課題
清水 康之 (厚生省大臣官房政策課長)
- (イ)日本経済の展望
宮澤 健一 (一橋大学教授)
- (ウ)高齢化社会と人口の課題
河野 禰果 (人口問題研究所長)
- (エ)福祉行政とシルバードビジュネス
堀 勝洋 (社会保障研究所調査部長)

(オ)年金制度の改革

庭田 範秋 (慶應義塾大学教授)

(カ)医療保障の課題

小山 路男 (社会保障研究所長)

(キ)武蔵野市の新しい試み

三上 義秀 (前武蔵野市福祉公社事務局長)

(ク)社会保障の国際動向

保坂 哲哉 (上智大学教授)

(ケ)家族の変容と社会保障

都村 敦子 (社会保障研究所研究部長)

(コ)社会福祉の改革

三浦 文夫 (日本社会事業大学教授)

第26回公開研究報告会

・期 日 昭和62年11月24日

・場 所 健保会館

・参加者数 52名

・テ ー マ 「社会保障と住宅」

レポ ー ト: 住宅政策と福祉

丸尾 直美 (中央大学教授)

レポ ー ト: 住居基準の国際比較

早川 和男 (神戸大学教授)

レポ ー ト: 固定資産の分布と在宅サービスの利用

村上 雅子 (国際基督教大学教授)

レポ ー ト: 高齢者の生活保障と住居

大本 圭野 (社会保障研究所主任研究員)

司 会: 丸尾 直美 (中央大学教授)

(4) 調査研究成果の刊行

季刊社会保障研究

研究所の調査研究成果の発表を目的とする『季刊社会保障研究』は、第23巻第1号～第23巻第4号を刊行した。なお、主な掲載論文は次のとおりである。

第23巻第1号

わが国の将来人口推計—昭和61年安川推計— (安川 正彬・慶応義塾大学教授)

公的年金と個人老後貯蓄—保障と自助— (地主 重美・千葉大学教授)

社会福祉制度「改革」の意義と課題 (三浦 文夫・日本社会事業大学教授)

租税・社会保障負担 (都村 敦子・社会保障研究所研究部長)

低年齢児の保育政策 (堀 勝洋・社会保障研究所調査部長)

掛川市中高年齢世帯における所得水準の変化について (曾原 利満・社会保障研究所主任研究員)

社会保障財源の国際比較分析—社会保障費負担の政治的要因— (武川 正吾・中央大学講師)

アジアの NICs の社会保障制度—シンガポールと香港の比較分析— (下平 好博・社会保障研究所研究員)

社会保障の決定要因—福祉国家形成の普遍主義的解釈— (富永 健一・東京大学教授)

第23巻第2号

住宅政策と福祉—社会保障との関係を中心に— (丸尾 直美・中央大学教授)

住宅基準の国際比較 (早川 和男・神戸大学教授)

在宅福祉と住宅保障 (田端 光美・日本女子大学教授)

アメリカの老人住宅政策 (袖井 孝子・お茶の水女子大学助教授)

公衆衛生と住宅 (西 三郎・東京都立大学教授)

第23巻第3号

公的施策による世代間の転移 (野口悠紀雄・一橋大学教授)

定年制と労働福祉 (平石長久・岐阜経済大学教授)

老人の心の健康と福祉政策 (齋藤 和子・国立精神神経センター精神衛生研究所老人精神保健部老年化研究室長)

中高年齢世帯における家計構造の変化 (馬場紀子・共立女子短期大学助教授)

高齢者夫婦世帯の家計構造の変化 (伊藤 秋子・横田 京・上村 協子・実践女子大学教授・十文字学園女子短期大学助教授・東京家政学院大学講師)

同居世帯家計と高齢者の生活費—掛川市における追跡調査の分析から— (岩田 正美 東京都立大学助教授)

パネルデータにみる高齢者の保健医療費 (小野 信秀・名古屋短期大学助教授)

第23巻第4号

社会保障改革の問題点—とくに「在宅福祉問題」に関して— (一番ヶ瀬麻子 日本女子大学教授)

社会福祉の地方分権化 (星野 信也・東京都立大学教授)

福祉事務所の福祉改革と諸問題 (京極 高宣・日本社会事業大学教授)

「社会福祉改革」と地方自治 (竹田 薫・大阪市民生局調査課)

医療保険と効用関数 (藤井 良治・千葉大学教授)

海外社会保険情報

海外における社会保険制度に関する情報を収集し、普及することを目的とする『海外社会保険情報』は、第79号～第82号を刊行した。なお、主な掲載論文は次のとおりである。

第79号

EC社会保険法における男女平等原則—理事会命令の概要と構成国(イギリス)の社会保険制度への影響— (竹中 康之・日本学術振興会特別研究員)

福祉維持のための攻撃—スウェーデンの財政再建行政改革の動き— (川崎 一彦・日本貿易振興会ストックホルム事務所)

スウェーデンの公的扶助制度について(完) (城戸 喜子・社会保険研究所主任研究員)

第80号

デンマークにおける医療保障の危機 (米林 喜男・順天堂大学医学部助教授)

ノルウェーの老後保障政策 (本間 信吾・大正大学助教授)

フィンランドの社会保険 (マチコ=ヤマダ=アルホ(山田真智子)・フィンランド、ウーシマー=泉嗣性マヒ協会元役員)

フィンランドの公的年金制度—どのように報酬比例部分の保障に私的年金を活用しているか— (木村 陽子・社会保険研究所研究員)

第81号

シンガポールの社会保険—CPF/公共住宅政策と医療を中心として— (二本 立・日本福祉大学社会学部助教授)

韓国における保健システムの現状 (元 興 朝・韓国円光大学校社会学部助教授 (訳: 星 且二・前田 信雄))

台湾における社会保険建設の現状 (吳 凱 熙・中華民國逢甲大学保険学研究所教授)

香港の社会保険制度 (梁 宝 霖・香港労働組合教育センター) (訳: 下平 好博)

転換期を迎えた中国の社会保険制度—制度改革についての社会学的分析— (松戸 庸子 名古屋短期大学非常勤講師)

インドネシアの医療保障—その現状と将来展望— (坂井スオミ・ジョンス=ホプキンス大学公衆衛生学部大学院フェイールド研究員)

第82号

オーストラリアの社会保険事情 (本田 清隆・在オーストラリア日本領事館)

オーストラリアにおける老人長期ケア (前田 信雄・国立公衆衛生院社会保険室長)

高齢者のためのヘルス・サービス—異なった状況におけるケア提供(1)— (ライス=ハーン・西オーストラリアエアリアザベス二世医療センター) (訳: 都賀 潔子)

高齢者の住宅とケア: オーストラリア, ヨーロッパおよび北アメリカにおける選択権と選択度 (ダンカン=ホルディ 西オーストラリア, カーティン技術大学保健科学先端研究センター) (訳: 矢野 聡)

ニュージーランドの福祉行政と高齢者の社会福祉—在宅と施設福祉の実態に基いて— (佐藤 進 日本女子大学教授)

ニュージーランドの社会保険—所得保障を中心として— (片岡 直・福岡大学社会学部)

ニュージーランドの社会福祉—最近の動向の教えるもの— (小松 隆二・慶応義塾大学)

社会保険研究所研究叢書

昭和61年度における研究課題「イギリスの社会保険」および「スウェーデンの社会保険」の研究成果が、研究叢書 No. 18『イギリスの社会保険』、研究叢書 No. 19『スウェーデンの社会保険』として、昭和62年9月にそれぞれ刊行された。

『イギリスの社会保険』目次

- ① 社会保険の歴史 (柄本一三郎 社会保険研究所研究員)
 - ② 行財政制度 (高橋 誠 法政大学教授)
 - ③ 国民保険 (畑 勝洋 社会保険研究所調査部長)
 - ④ 失業保険と労働市場政策 (下平 好博 社会保険研究所研究員)
 - ⑤ 補足給付 (付・家族所得補足) (菅原 利満 社会保険研究所主任研究員)
 - ⑥ 社会手当 (都村 教子 社会保険研究所研究部長)
 - ⑦ 住宅給付 (岩間大和子 国立国会図書館調査及び立法考査局主査)
 - ⑧ 保健医療制度 (炭谷 茂 公害防止事業団業務部長)
 - ⑨ 対人社会サービス (井上 恒夫 在英日本大使館一等書記官)
 - ⑩ 老人福祉サービス (武川 正吾 社会保険研究所研究員)
 - ⑪ 障害者福祉サービス (松井 充輔 職業訓練大学校助教授)
 - ⑫ 児童福祉サービス (秋元 美世 茨城大学講師)
- 『スウェーデンの社会保険』目次
- ① スウェーデンの経済と福祉—特徴と問題点— (丸尾直美 中央大学教授・専門委員)
 - ② 国家財政と地方財政 (飯野 靖四 慶応義塾大学教授)

2. 昭和63年度事業計画

(1) 研究課題の概要

研究課題 I

アメリカの社会保障

(新規)

アメリカ合衆国は、建国以来の開拓者精神と民主主義の伝統を保ちながら社会保障制度を発展させてきた。しかし近年は、人口高齢化や経済停滞などにより、社会保障政策の改革が行われている。このようなアメリカ合衆国の社会保障の現況について、歴史、行政、経済の背景を踏まえながら総合的に把握することにも、特に医療、年金等の分野における民間の役割を探ることによって、今後の我が国における社会保障政策への参考資料とする。

(研究項目)

- 1 アメリカ合衆国の社会保障の歴史
- 2 アメリカ合衆国の行財政、地方自治、経済
- 3 アメリカ合衆国の医療保障、所得保障、社会福祉、住宅政策
- 4 アメリカ合衆国の社会保障の問題点と改革の方向

(研究会の構成員)

| | | |
|----|-------|------------------------|
| 主査 | 星野信也 | (東京都立大学教授・社会保障研究所専門委員) |
| 幹事 | 堀勝洋 | (社会保障研究所調査部長) |
| 委員 | 三上美美子 | (社会保障研究所研究員) |
| | 木村陽子 | (奈良女子大学助教授) |
| | 桑原昌宏 | (新潟大学教授) |
| | 濃沼信夫 | (厚生省統計情報部衛生統計課課長補佐) |
| | 渋谷博史 | (日本証券経済研究所) |
| | 新藤宗幸 | (立教大学助教授) |
| | 鈴木良子 | (東京都心身障害者福祉センター) |
| | 星野貞一郎 | (群馬大学教授) |
| | 皆川尚史 | (厚生省年金局資金運用課課長補佐) |
| | 大本圭野 | (社会保障研究所主任研究員) |
| | 下平好博 | (社会保障研究所研究員) |
| | 武智秀之 | (社会保障研究所研究員) |
| | 野呂芳明 | (社会保障研究所研究員) |

- ③ 中央行政組織 (渡辺 芳樹 在スウェーデン日本大使館一等書記官)
- ④ 地方制度 (渡辺 芳樹)
- ⑤ 政党、労働組合、世論と政治決定過程 (竹崎 政 元外務省専門調査員)
- ⑥ 社会保障の歴史 (小野寺百合子 スウェーデン社会研究所顧問)
- ⑦ 年金制度 (木村 陽子 社会保障研究所研究員)
- ⑧ 失業保険と労働市場政策 (下平 好博 社会保障研究所研究員)
- ⑨ 社会手当 (太田 義武 厚生省業務局監福指導課長)
- ⑩ 住宅手当 (小野寺百合子)
- ⑪ 公的扶助 (城戸 馨子 社会保障研究所主任研究員)
- ⑫ 医療制度と医療保険 (中村 秀一 厚生省保健医療局企画課課長補佐)
- ⑬ 老人福祉サービス (三上美美子 社会保障研究所研究員)
- ⑭ 障害者福祉サービス (林 宏 東洋女子短期大学助教授)
- ⑮ 児童福祉サービス (宇野 正道 社会保障研究所研究員)

(研究計画)

- 1 1カ年とする。
- 2 研究結果を「アメリカの社会保障」として刊行する。

研究課題II

カナダの社会保障

(新規)

カナダの人口の年齢構成は現在比較的若いのが、今後数十年間に急速に高齢化が進行するものと予測されている。カナダでは、資源制約下でこのような高齢化に対応するために、年金、医療、社会保障等各領域で、注目すべき改革が進められている。このようなカナダについて、福祉制度の基盤となる経済・財政、労働、行政、地方自治等を含め、社会保障の全体像を総合的・体系的に検討する。

(研究項目)

- 1 カナダの社会保障の歴史
- 2 カナダの経済・財政、労働、行政、地方自治
- 3 カナダの所得保障、医療保障、社会福祉、住宅対策
- 4 カナダの社会保障の問題点と改革の方向

(研究会の構成員)

主査 村上 教子 (日本団体生命取締役・社会保障研究所専門委員)
 幹事 都村 喜子 (社会保障研究所研究部長)
 委員 石本 忠義 (日本大学助教授)
 岩崎 美紀子 (筑波大学講師)
 内田 勝一 (早稲田大学教授)
 岡本 民夫 (同志社大学教授)
 国武 輝久 (新潟大学教授)
 桑原 昌宏 (新潟大学教授)
 小島 蓉子 (日本女子大学教授)
 武田 俊彦 (厚生省薬務局経済課企画係長)
 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)
 栃本 一三郎 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

- 1 1カ年計画とする。
- 2 研究結果を「カナダの社会保障」として刊行する。

研究課題III

地域計画と福祉計画

(新規)

(研究目的)

現在、戦後に築き上げられてきたわが国の社会保障は、超高齢社会の到来を間近に控えて大きな転換をせまられ、制度の基本的な見直しおよび新しい福祉のあり方が問われている。保健・医療・福祉から住宅・就労・まちづくり等までも含めた、総合的な社会サービスの供給体制をどのように構築するかは、当面の大きな課題の一つであろう。地域はこれらの諸サービスの供給が実際に行われる場であり、その基盤をなす。したがって社会サービスの供給体制の整備は、地域コミュニティの振興と切り離せない。今後は福祉を広くまちづくりの一環として位置づけ、計画的に推進することが求められているのである。

しかしながら、これらの課題について各地域で実際にどのような展望がなされているかに関しましては、データが明らかに不足している。本研究ではデータの収集に努め問題の所在を明らかにするとともに、地域の総合的な計画策定やその過程および実施における住民の役割等について理論的研究、具体的検討を行い、今後の地域計画のあり方に資することを目標とする。

(研究項目)

- 1 地域の福祉計画の歴史的系譜と現状分析
 - (1) 福祉の基盤としての地域社会
 - (2) 地域の福祉計画における歴史的系譜
 - (3) 地域保健・医療
 - (4) 福祉サービス
 - (5) 住宅・環境
 - (6) 雇用・社会活動
 - (7) 社会教育
- 2 社会計画のフレームと地域の福祉計画
 - (1) 自治体における計画の実施状況とその諸問題
 - (2) 経済資源と福祉の経済効果
 - (3) 福祉計画と都市計画
- 3 地域の総合的な計画化の検討
 - (1) 生活ニーズの測定と予測
 - (2) 計画過程および実施におけるアクシビリティ
 - (3) 計画・実施・評価システムの開発
 - (4) 地域の総合的な計画化

(研究会の構成員)

主査 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与)

- 幹事 大野 圭 野明 (社会保障研究所主任研究員)
 委員 呂芳 篤晃 (社会保障研究所研究員)
 小林 弘和 (専修大学専任講師)
 高橋 敏三 (法政大学教授)
 西 三郎 (東京都立大学教授)
 似田 香門 (東京学芸大学助教授)
 花 島 政三郎 (宮城教育大学助教授)
 廣 松 毅 (東京大学助教授)
 和田 修一 (早稲田大学助教授)
 柄本 一三郎 (社会保障研究所研究員)
 武智 秀之 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

- 2 9年とする。
- 初年度は資料の収集・整理・検討を中心に研究を進め、問題の所在を明らかにする。
- 次年度は所内・所外の委員の研究報告を通じて、地域計画に関する計画・実施・評価という総合的なシステムの開発を旨とする。研究成果は出版物として公表する。

研究課題IV

21世紀の社会保障に関する研究

(昭和60年度より継続)

(研究目的)

10数年後に迫った21世紀の日本社会は、世界に例をみない高齢社会になることが確実に予見されている。その高齢社会においては、社会保障も現在の諸制度を根本的に問い直し、各制度間の体系的整合性を確立するとともに、給付と負担の均衡がとれた制度に脱皮することが求められる。

社会保障研究所は、昭和57年度以来3か年間にわたって「社会保障の基本問題」に関する研究プロジェクトを進めてきたが、昭和60年度から5年間にわたり、この研究を基礎として、「21世紀の社会保障」を所内外の研究者の協力のもとに、基幹的研究課題として追究することとする。

(研究項目)

- 21世紀における社会構造
- 21世紀における経済構造
- 21世紀における社会保障制度

(研究会の構成員)

全体会議委員

- 主査 宮澤 健一 (一橋大学教授・社会保障研究所理事)
 小山 路男 (社会保障研究所長)
 福武 直直 (東京大学名誉教授・社会保障研究所顧問)
 地主 重美 (千葉大学教授・社会保障研究所専門委員)
 木村 陽子 (奈良女子大学助教授)
 社会保障研究所研究員

(本研究期間中に研究所を退職した者で、引き続き研究に参加する者を含む。)

幹事 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)

下平 好博 (社会保障研究所研究員)

分科会委員

1 年金分科会

- 牛丸 聡 (青山学院大学助教授)
 廣 幸 (厚生省年金局年金課課長補佐)
 地 重美 (千葉大学教授・社会保障研究所専門委員)
 田 正雄 (社会保障制度審議会事務局年金数理官)
 花 恭 (人口問題研究所人口政策研究部人口統計学研修室長)
 伏 見 文 (社会保障制度審議会事務局年金数理専門官)
 堀 勝洋 (社会保障研究所調査部長)
 栗 尚志 (社会保障研究所研究員)

2 健康と社会保障分科会

- 池 上 直己 (慶應義塾大学助教授)
 漆 博雄 (上智大学助教授)
 荻 島 國男 (厚生省児童家庭局児童手当課長)
 高 原 亮治 (厚生省保険局医務課企画官)
 知 野 哲朗 (東京学芸大学専任講師)
 福 田 政弘 (厚生省保健医療局健康増進栄養課課長補佐)
 三 上 美美子 (社会保障研究所研究員)
 武 智 秀之 (社会保障研究所研究員)

3 福祉サービス分科会

- 京 極 高宣 (日本社会事業大学教授)
 高 萩 盾男 (コモン計画研究所)
 高 橋 敏士 (法政大学教授)
 三 浦 文夫 (日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与)
 矢 野 聡 (東京海上メデアイカサルサービス調査役)
 和田 敏明 (全国社会福祉協議会高年福祉部長)

幹事 柄本 一三郎 (社会保障研究所研究員)

4 家族の変容と社会保障分科会

網野 武博 (日本総合愛育研究所)
川名 英子 (経済企画庁国民生活調査課長)
木村 陽子 (奈良女子大学助教授)
武川 正吾 (中央大学講師)
山田 昌宏 (東京学芸大学助手)
渡辺 秀樹 (電気通信大学助教授)

幹事 都村 教子 (社会保障研究所研究部長)
大木 圭野 (社会保障研究所主任研究員)
下 夷 美幸 (社会保障研究所研究員)

5 労働の変容と社会保障分科会

佐藤 厚 (日本労働協会嘱託研究員)
土田 道夫 (独協大学講師)
幹事 下 平 好博 (社会保障研究所研究員)
城 戸 喜子 (社会保障研究所主任研究員)
野 呂 芳明 (社会保障研究所研究員)

6 社会保障計量モデル分析分科会

岸 功 (大正大学助教授)
幹事 曾 原 利満 (社会保障研究所主任研究員)

(研究計画)

- 1 研究期間は昭和65年3月まで継続する。
- 2 本年度も分科会方式で研究を進めるとし、昨年度に引き続き6分科会に分かれて、社会構造、経済構造の変化が社会保障制度に及ぼす影響を検討する。また、全体会議を分科会の上に置く。最終年度末に最終報告「21世紀の社会保障」を公表する。

(2) 社会保障給付費の推計

厚生省が従前行っていた社会保障給付費の推計及びこれに関した調査研究を行いその結果を公表する。

(3) 社会保障トップセミナー等の開催

社会保障トップセミナー

- ・期 日 昭和63年7月14日～15日
- ・セミナー内容 小山 路男 (社会保障研究所長)「社会保障の課題」ほか

第23回社会保障研究所シンポジウム

- ・期 日 昭和64年2月
- ・テーマ 未定

第24回社会保障研究所基礎講座

- ・期 日 昭和63年10月
- ・講座内容 小山 路男 (社会保障研究所長)「医療保障の課題」ほか9講座

第27回公開研究報告会

- ・期 日 昭和63年11月
- ・テーマ 未定

(4) 調査研究成果の刊行

季刊社会保障研究

研究所の調査研究成果の発表を目的とする『季刊社会保障研究』は、第24巻第1号～第24巻第4号を刊行する。

海外社会保障情報

海外における社会保障制度に関する情報を収集し、普及することを目的とする『海外社会保障情報』は、第89号～第86号を刊行する。

社会保障研究所研究叢書

昭和62年度の研究課題「西ドイツの社会保障」、「フランスの社会保障」及び「高齢者の消費に関する実証的研究」の研究成果を、研究叢書として刊行する。

単行本

昭和49～59年の重要な社会保障資料を収録した「日本社会保障資料Ⅲ」を刊行する。

II 研究所の概要

1. 設立の趣旨及び設立までの経過

社会保障研究所は、創設以来、本年で28年を経たが、その設立の趣旨および設立までの経過は、次のごとくである。

設立の趣旨

昭和30年代の後半、国民皆保険、皆年金体制が一応整ったとはいえ、わが国の社会保障を基礎的・総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみらるべきものがなく、その立ち遅れが有識者から指摘されていましたが、社会保障制度審議会においても、昭和37年、「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、社会保障に関する基礎的・総合的調査研究機関の設置を強く要請しておりました。社会保障研究所は、昭和40年1月、このような事情を背景に、広く人口問題、経済、財政、社会、法制等の面から、社会保障全般に亘る基礎的・総合的な調査研究を行うことを目的として、社会保障研究所法（昭和39年法律第156号）に基づく特殊法人として設立されたのであります。

わが国の社会保障制度は、近年、人口構造や社会経済構造の変化等に対応して解決すべき新しい課題が次々と加わっており、社会保障研究所の果たす役割は、21世紀の超高齢社会・長寿社会に向けてますます大きくなっております。

なお、社会保障研究所は英文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立の経過

- | | |
|-------------|---|
| 昭和39. 2. 18 | 社会保障研究所法案国会提出（付託） |
| 6. 26 | 法案成立 |
| 7. 7 | 社会保障研究所法施行（法律第156号） |
| 11. 24 | 社会保障研究所長たるべき者として、一橋大学教授山田雄三が大指指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。 |
| 12. 17 | 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款を決定 |
| 12. 21 | 社会保障研究所監事たるべき者として、慶応義塾大学教授寺尾政隆が大指指名を受けた。 |
| 40. 1. 11 | 設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のおり発令 ○理事（非常勤）塩野谷九十九（名古屋大学教授） |

○顧問 大内 兵衛（社会保障制度審議会会長）
東畑 精一（アジア経済研究所長）

長沼 弘毅（厚生行政顧問）

○参与 馬場啓之助（一橋大学教授）

福武 直（東京大学教授）

箱 稔（人口問題研究所長）

総務部長に加地夏雄（前社会保障研究所設立準備事務局書記）を
発令

1. 12 社会保障研究所開所式挙行、業務を開始

2. 1 社会保障研究所開所披露式開催（目黒迎賓館）

4. 専門委員・機関誌編集委員会

(昭和63年度)

専門委員 (50音順)

地 主 重 美 (千葉大学教授)
 藤 井 良 治 (千葉大学教授)
 保 坂 哲 哉 (上智大学教授)
 星 野 信 也 (東京都立大学教授)
 丸 尾 直 美 (中央大学教授)
 村 上 清 (日本団体会命取締役)

機関誌編集委員会

編集委員長 小 山 司 男 (社会保障研究所長)
 編集委員 郡 地 篤 晃 (東京大学教授)
 " 高 藤 重 美 (千葉大学教授)
 " 都 村 教 子 (法政大学教授)
 " 庭 野 口 秋 (社会保障研究所研究部長)
 " 福 武 悠 紀 雄 (慶応義塾大学教授)
 " 保 坂 直 哉 (一橋大学教授)
 " 堀 勝 洋 夫 (東京大学名誉教授)
 " 三 浦 文 雅 (上智大学教授)
 " 村 上 雅 子 (社会保障研究所調査部長)
 " 宮 澤 健 一 (日本社会事業大学教授)
 " 野 野 博 (国際基督教大学教授)
 幹事 (季刊社会保障研究編集) 大 本 圭 野 (一橋大学教授)

幹事 (海外社会保障情報編集) 下 野 好 明 (社会保障研究所主任研究員)
 城 戸 喜 子 (社会保障研究所研究員)
 柄 本 一三郎 (社会保障研究所研究員)

5. 歴代役員等一覧

役員・顧問・参与

| | 所 長 | 理 事 | 理 事 (非常勤) | 監 事 (非常勤) | 顧問 (非常勤) | 参 与 (非常勤) |
|---------------|-------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| S. 40. 1. 11 | 山田 雄三 | (欠) | 塩野谷 九十九 | 寺尾 琢磨 | 兵衛 精弘 毅 | 馬場啓之助 直 稔 |
| S. 40. 3. 4 | | 木村 又雄 (欠) | | | | |
| S. 41. 5. 15 | | 河角 泰助 | | | | |
| S. 41. 6. 2 | | | | | | |
| S. 42. 1. 11 | | | | | | |
| S. 42. 11. 1 | 山田 雄三 | | 塩野谷 九十九 | 寺尾 琢磨 | 兵衛 精弘 毅 一男 | 馬場啓之助 直 稔 |
| S. 44. 1. 11 | | | | | | |
| S. 44. 12. 9 | | 河角 泰助 | | | | |
| S. 45. 6. 2 | | | | | | |
| S. 46. 1. 11 | | | | | | |
| S. 46. 11. 1 | | (欠) | | | | |
| S. 46. 11. 15 | | 岡本 和夫 | | | | |
| S. 46. 12. 9 | | | | | | |
| S. 47. 6. 1 | | | 馬場啓之助 直 | | | 塩野谷 九十九 |
| S. 48. 1. 11 | 馬場啓之助 | | 福武 | 寺尾 琢磨 | | |
| S. 48. 1. 25 | | | | | | |
| S. 48. 4. 1 | | | | | | |
| S. 48. 8. 1 | | | | | | |
| S. 49. 6. 1 | | | | | | |
| S. 50. 1. 11 | | | | | | |
| S. 50. 1. 25 | | | | | | |
| S. 50. 4. 1 | | | | | | |
| S. 50. 11. 1 | | 岸野 駿太 | | | | |
| S. 51. 6. 1 | | | | | | |
| S. 52. 1. 11 | 馬場啓之助 | | 福武 | | | |
| S. 52. 1. 25 | | | | | | |
| S. 52. 4. 1 | | | | | | |
| S. 53. 6. 1 | | | | | | |

6. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧

<シンポジウム>

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| S. 54. 1. 11 | | | 寺尾 孫磨 | 山田 雄三 | 平田 富太郎 |
| S. 54. 1. 25 | | | | | 伊部 英男 |
| S. 54. 4. 1 | | | | | 馬場啓之助 寺尾 孫磨 |
| S. 54. 11. 1 | 岸野 駿太 | | | | 平田 富太郎 |
| S. 55. 6. 1 | | 直 | 小山 路男 | 安川 正彬 | 伊部 英男 |
| S. 56. 1. 11 | | 福武 | | | 菅澤 健一 |
| S. 56. 1. 25 | | | | | 三浦 文夫 |
| S. 56. 2. 1 | | | | | |
| S. 56. 4. 1 | | | | | |
| S. 56. 11. 1 | | 明 | | | |
| S. 57. 6. 1 | | | 安川 正彬 | 山田 雄三 | |
| S. 58. 1. 11 | | | | | |
| S. 58. 1. 25 | | | | | |
| S. 58. 2. 1 | | | | | |
| S. 58. 4. 1 | | | | | |
| S. 58. 4. 1 | | | | | |
| S. 59. 6. 1 | | | | | |
| S. 60. 1. 11 | | 直 | 小山 路男 | 安川 正彬 | |
| S. 60. 4. 1 | | | | | |
| S. 60. 1. 25 | | | | | |
| S. 60. 11. 1 | | | | | |
| S. 61. 4. 1 | | 小山 路男 | | | |
| S. 61. 6. 1 | | | 菅澤 健一 | 福武 直 | |
| S. 61. 9. 24 | | | | | |
| S. 62. 1. 11 | | 田中 富也 | 庭田 範秋 | | |

※ 役員任期 所長および理事は4年、監事、顧問および参与は2年

| 回 | 期 日 | テ | マ | 開催場所 |
|---|---------------------|-------------|---|------|
| 1 | S. 40. 7. 26 ~27 | 「社会保障とは何ぞや」 | | 榎井沢 |
| 2 | S. 41. 7. 18 ~19 | 「社会保障の体系化」 | | 箱根 |

<社会保障研究所シンポジウム>

| 回 | 期 日 | テ | マ | 開催場所 |
|----|--------------|---|---|--------------------------------|
| 1 | S. 43. 2. 10 | 「社会保障と労働」 「社会保障と経済」 | | 弘 済 会 館 |
| 2 | S. 44. 2. 7 | 「社会保障の拠出と給付」 「政治体制と社会保障」 「法秩序における社会保障」 「社会保険と社会サービス」 | | 弘 済 会 館 |
| 3 | S. 45. 2. 7 | 「社会保障における計画的視点」 「医療保障の体系化」 | | 弘 済 会 館 |
| 4 | S. 46. 2. 8 | 「経済福祉と社会福祉」 | | 弘 済 会 館 |
| 5 | S. 47. 2. 7 | 「社会福祉における公私問題」 「経済情勢の変化と社会保障」 | | 霞ヶ関 東海倶楽部 |
| 6 | S. 48. 2. 5 | 「医療問題の論点」 「福祉政策の基本的性格」 | | 霞ヶ関 東海倶楽部 |
| 7 | S. 49. 2. 5 | 「福祉政策と雇用問題」 「インフレと福祉政策」 | | 霞ヶ関 東海倶楽部 |
| 8 | S. 50. 2. 10 | 「最低賃金と最低生活保障」 「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会組織」 | | 霞ヶ関 東海倶楽部 日本都市 センター別館 |
| 9 | S. 50. 2. 17 | 「社会福祉における コミュニティのあり方」 「インフレと社会保障」 「社会保障と社会福祉」 | | 福岡市民会館 |
| 10 | S. 51. 2. 9 | 「社会福祉の法的課題」 「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保障」 | | 健 保 会 館 |
| 11 | S. 52. 2. 8 | 「減速経済下の社会福祉」 「日本の社会福祉」 「福祉社会の日本の形態」 | | 健 保 会 館 |

<基礎講座>

| 健保会館 | 期日 | 開催場所 | 参加者数 |
|------|----------------------|------------|------|
| 健保会館 | S. 40. 11. 15~11. 18 | 日本勤業銀行本店 | 31 |
| 健保会館 | S. 41. 10. 12~10. 15 | 日本都市センター別館 | 39 |
| 健保会館 | S. 42. 10. 30~11. 2 | 日本都市センター別館 | 40 |
| 健保会館 | S. 43. 10. 28~10. 31 | 日本都市センター別館 | 56 |
| 健保会館 | S. 44. 10. 27~10. 30 | 都道府県会館 | 55 |
| 健保会館 | S. 45. 10. 19~10. 22 | 都道府県会館 | 67 |
| 健保会館 | S. 46. 10. 18~10. 20 | 都道府県会館 | } |
| 健保会館 | S. 46. 10. 21 | 食糧会館 | |
| 健保会館 | S. 47. 10. 23~10. 26 | 都道府県会館 | 88 |
| 健保会館 | S. 48. 10. 29~11. 1 | 都道府県会館 | 91 |
| 健保会館 | S. 49. 11. 5~11. 8 | 全日通労働会館 | 108 |
| 健保会館 | S. 50. 11. 11~11. 14 | 全日通労働会館 | 83 |
| 健保会館 | S. 51. 11. 9~11. 12 | 全日通労働会館 | 80 |
| 健保会館 | S. 52. 10. 25~10. 28 | 日赤会館 | 78 |
| 健保会館 | S. 53. 10. 24~10. 27 | 健保会館 | 102 |
| 健保会館 | S. 54. 10. 22~10. 25 | 健保会館 | 121 |
| 健保会館 | S. 55. 10. 21~10. 24 | 健保会館 | 116 |
| 健保会館 | S. 56. 10. 27~10. 30 | 健保会館 | 141 |
| 健保会館 | S. 57. 10. 26~10. 29 | 日本女子会館 | 151 |
| 健保会館 | S. 58. 10. 25~10. 28 | 日本女子会館 | 153 |
| 健保会館 | S. 59. 10. 23~10. 26 | 国民年金中央会館 | 179 |
| 健保会館 | S. 60. 10. 22~10. 25 | 国民年金中央会館 | 139 |
| 健保会館 | S. 61. 10. 28~10. 31 | 国民年金中央会館 | 129 |
| 健保会館 | S. 62. 10. 20~10. 23 | 国民年金中央会館 | 164 |

| | | |
|----|--------------|---|
| 12 | S. 53. 2. 8 | 「社会福祉の日本の形想」 「福祉国家の次の段階」 「福祉政策の総合化と高次元化」 「社会保障水準の国際比較」 |
| 13 | S. 54. 2. 6 | 『社会保障と雇用政策』 「福祉社会の労働力政策」 「高齢者の社会インテグレーション」 「社会保障と雇用政策」 |
| 14 | S. 55. 2. 15 | 『社会保障と財政』 「社会保障と財源調達のあり方」 「社会福祉と地方財政」 |
| 15 | S. 56. 2. 13 | 『福祉社会の構想』 「福祉社会のポランタリズム」 「福祉国家の限界」 「福祉社会の社会的条件」 |
| 16 | S. 57. 2. 9 | 『福祉改革の基本的方向を問う』 「福祉改革と財政の論理」 「社会保障・経済・財政」 「社会保障の再編成」 |
| 17 | S. 58. 2. 8 | 『活力ある福祉社会と社会保障』 「社会保障と社会変動の関係分析」 「労働の面からみた活力ある福祉社会」 |
| 18 | S. 59. 2. 7 | 『社会保障をめぐる公私の役割』 「成熟社会における社会福祉と自己負担」 「私的扶養に対する公的扶養としての社会保障の役割」 |
| 19 | S. 60. 2. 4 | 『社会保障研究の回顧と展望』 「所得保障研究を中心に」 「医療保障研究を中心に」 「社会福祉の政策研究を中心に」 「社会保障財政論の回顧と展望」 「法的研究の側面を中心として」 |
| 20 | S. 61. 2. 6 | 『21世紀の社会保障』 「21世紀の社会保障にむけて」 「社会保障ニースの変化—労働のサイドからの問題提起」 「人口高齢化・公的年金・資本蓄積」 |
| 21 | S. 62. 2. 6 | 『転換期の社会保障』 「社会福祉の再構成と福祉立法の見直し」 「健康問題の変化と保健医療システム」 「福祉国家の再検討」 |
| 22 | S. 63. 2. 9 | 『社会福祉改革をめぐる基本的視点』 「社会福祉概念の検討と「公私」問題」 「社会福祉事業法改正の基本論点—社会福祉の範囲をめぐって」 「福祉サービス性の性格と有料対無料」 |

<公開研究報告会>

| 回 | 期 日 | テ マ | 開 催 場 所 |
|----|------------|--|---------------|
| 1 | S.44. 8.14 | 「老後保障の方向をめぐって 一英・米・アマンマークにおける 老人の実態と関連して一」 | |
| 2 | S.44.11.24 | 「イギリス年金白書と新しい 国際動向について」 | |
| 3 | S.45. 6. 2 | 「新経済社会発展計画」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 4 | S.45. 8.11 | 「欧米諸国における公的扶助の動向」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 5 | S.46. 6.25 | 「コミュニティと社会福祉」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 6 | S.46. 9. 7 | 「欧米における社会保障の動向」 | 三井銀行本店 |
| 7 | S.47. 6.12 | 「年金の自動調整」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 8 | S.47. 9.22 | 「生活保護の動向について」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 9 | S.48. 6. 6 | 「医療」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 10 | S.48.12. 4 | 「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 11 | S.49. 6.17 | 「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動 向」 | 協和銀行赤坂支店 |
| 12 | S.49.11.26 | 「生活調査における家族周期的アプローチ」 | 全日通労働会館 |
| 13 | S.50. 6.17 | 「年金制度と年金年齢」 | 全日通労働会館 |
| 14 | S.50.10.24 | 「地域福祉と住民参加」 | 全日通労働会館 |
| 15 | S.51. 6. 7 | 「社会的支出と所得配分」 | 全日通労働会館 |
| 16 | S.51.12.14 | 「独・仏疾病保険の問題と改革の方向」 | 全国社会 福祉協議会 |
| 17 | S.52. 6.28 | 「疾病保険の現金給付について」 | 全日通労働会館 |
| 18 | S.53. 7.11 | 「日本人の老後観」 | 健保会館 |
| 19 | S.54.10. 1 | 「社会保障の国民経済的效果に 関するモータル分析」 | 健保会館 |
| 20 | S.56. 9.29 | 「福祉政策の総合化」 | 健保会館 |
| 21 | S.57. 6.15 | 「21世紀の社会保障 一将来推計による選択肢一」 | 健保会館 |
| 22 | S.58. 9.27 | 「社会福祉の将来展望」 | 健保会館 |
| 23 | S.59. 7.24 | 「医療サービスの有効性と効率性」 | 健保会館 |
| 24 | S.60.12. 3 | 「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障一 高年齢者生活総合調査(静岡県掛川市, 昭和 59年)の調査報告一」 | 健保会館 |
| 25 | S.61.12. 4 | 「福祉国家発展の比較分析」 | 健保会館 |
| 26 | S.62.11.24 | 「社会保障と住宅」 | 健保会館 |

7. 刊行物一覧

機関誌

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回刊行している。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

研究叢書

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 『社会保障研究序説』(山田著)(昭和43年10月)
- 『インド社会保障の史的考察』(平石著)(昭和44年3月)
- 『家族周期と児童養育費』(中鉢編)(昭和46年3月)
- 『家族周期と家計構造』(中鉢編)(昭和47年3月)
- 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)(昭和47年3月)
- 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)(昭和48年6月)
- 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)(昭和49年8月)
- 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)(昭和51年3月)
- 『家族周期と世代間扶養』(中鉢編)(昭和53年1月)
- 『年金改革論』(研究所編)(昭和57年11月)
- 『社会保障の基本問題』(研究所編)(昭和58年8月)
- 『社会福祉改革論I』(研究所編)(昭和59年6月)
- 『社会福祉改革論II』(研究所編)(昭和59年6月)
- 『経済社会の変動と社会保障』(研究所編)(昭和59年8月)
- 『福祉政策の基本問題』(研究所編)(昭和60年1月)
- 『医療システム論』(研究所編)(昭和60年11月)
- 『社会保障研究の課題』(研究所編)(昭和61年3月)
- 『イギリスの社会保障』(研究所編)(昭和62年9月)
- 『スウェーデンの社会保障』(研究所編)(昭和62年9月)

単行本(研究所編)

- 『戦後の社会保障(本論)』(昭和43年2月)
- 『戦後の社会保障(資料)』(昭和43年2月)

No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」

No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」

No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」

No. 6604 文献解説「生活水準指数」

No. 6605 議事録「社会保障の体系化」

No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」*

No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」

No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年—昭和40年—」

No. 6703 個人報告「山田渡敬報告」

No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」

No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革草案の内容について—」*

No. 6801 「日本の社会保障」

No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」

No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開 (1959~1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」

No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」

No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」

No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」*

No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」

No. 6902 中間報告「医療サービスと経済分析」

No. 6903 中間報告「社会保障と所得再分配—実証と分析—」

No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」

No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」*

No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ, ファウンデーション刊 社会変化の諸指標」

No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」

No. 7003 「社会福祉, 社会保険関係目録 (論文の部)—社会福祉を中心に (1960~1970)—」*

No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」

No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容判定」

3. 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集) (昭和50年1月)

4. 「日本社会保障資料II」(昭和50年9月)

5. 「日本社会保障前史資料第1巻 (I保健・医療 (上))」(昭和56年4月)

6. 「日本社会保障前史資料第2巻 (I保健・医療 (下))」(昭和56年8月)

7. 「日本社会保障前史資料第3巻 (II社会保障)」(昭和56年12月)

8. 「日本社会保障前史資料第4巻 (III社会事業 (上))」(昭和57年7月)

9. 「日本社会保障前史資料第5巻 (III社会事業 (中))」(昭和57年11月)

10. 「日本社会保障前史資料第6巻 (III社会事業 (下))」(昭和58年6月)

11. 「日本社会保障前史資料第7巻 (索引)」(昭和59年8月)

翻訳叢書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』(昭和40年4月)

2. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』(昭和41年4月)

3. R. M. テイトマズ著『福祉国家の理想と現実』(谷訳) (昭和42年3月)

4. M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳) (昭和42年3月)

5. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』(昭和43年3月)

6. ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』(昭和43年5月)

7. ベヴァリジ報告『社会保障および関連サービス』(山田監訳) (昭和44年12月)

8. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1969)』(昭和46年3月)

9. R. M. テイトマズ著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳) (昭和46年3月)

10. ILO・社会保険への途』(塩野谷, 平石訳) (昭和47年7月)

11. ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(昭和48年3月)

12. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(昭和50年10月)

13. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1977)』(昭和54年3月)

所内研究資料

研究中間報告, 研究報告, 議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」

No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」

No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」

No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」

No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」

No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」

*

- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
*
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
*
- No. 7301 中間報告「社会的アンパランスに関する統計的研究」
*
- No. 7401 翻訳「イタリヤの労災補償」
*
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
*
- No. 7601 翻訳「イタリヤ経済・労働国民審議会『社会保障改革に関する報告と提
案』1963」
*
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」
*
- No. 7801 要介護老人数と介護に必要なサービスマンパワーの将来推計
*
- No. 7901 医療政策の効果測定に関する理論的枠組みについて—とくに予防医療の
効果を中心に—
- No. 7902 世帯からみた社会保障の所得再分配効果—国民健康保険の抛出の分析—
- No. 7903 被保護世帯と一般世帯の間の消費水準格差の測定と保護基準の算定に全
世帯等1.5分位階級消費水準を物指しにする方法についての検討
- No. 7904 医療費増高の需要・供給分析
- No. 7905 社会保障の国民経済的地位に関するモデル分析
- No. 7906 '80年代の社会福祉についての調査報告
*
- No. 8001 社会保障の政策効果測定に関する研究
- No. 8002 中間報告「社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関
する理論的実証的研究(I)」
- No. 8003 中間報告「社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関
する理論的実証的研究(II)」
*
- No. 8201 中間報告「社会保障の基本問題に関する研究」
- No. 8202 福祉サービスへの労働力配分に関する研究
*
- No. 8301 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究
- No. 8302 福祉サービスへの労働力配分に関する研究(2)
- No. 8303 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究(2)
- No. 8304 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルポリシー論に関する
研究
*
- No. 8501 社会保障発展の国際比較研究・文献目録(解題)
- No. 8502 高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障
- No. 8503 「高齢者生活総合調査(昭和59年・世帯調査)」結果報告
*
- No. 8601 社会保障費の推計に関する総合的研究
*
- No. 8701 社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究

社 会 保 障 研 究 所

(〒107) 東京都港区赤坂2丁目19番8号
(赤坂2丁目アネックスビル内)

電話 03 (589) 1381～4

印刷 三美印刷株式会社